

平成 25 年度第 1 四半期保安調査において
保安規定違反区分「監視」と判断された各項目の概要
(福島第一原子力発電所)

3号機 S F P 代替冷却設備の停止

概要

平成 25 年 4 月 5 日 14 時 27 分、3号機 S F P (使用済燃料プール) 代替冷却設備の動力盤が設置されているコンテナハウス内において、小動物侵入対策として動力盤下部の開口部を金網にて塞ぐ作業を直営にて実施していたところ、作業に使用していた針金が端子と接触して「動力盤故障」警報が発生するとともに、3号機 S F P 代替冷却設備が停止した。

保安規定の該当条項等

第 12 章

(品質保証計画)

第 122 条の 2 8 . 5 . 3 予防処置

対応状況

動力盤等の内部で作業を実施する場合、電気所管グループに作業内容を確認し、必要に応じて立会を依頼する。また、当該作業は、充電部近傍作業であると判断し、原則電源停止するかもしくは充電部を養生した上で、作業を実施する。

また、直営作業を実施する際にリスク抽出漏れがないようにすると共に、安全対策を確実に実施する。

さらに、設備の運転に直接関わらない作業による重要な設備の停止というトラブルの共通の要因分析実施するとともに、水平展開の周知状況等について確認を行い予防処置や水平展開を図っていく。

汚染車両の管理対象区域からの退出

概要

平成 25 年 6 月 29 日、福島第一原子力発電所構内で作業を行った生コンクリートミキサー車 1 台が、汚染を付着させたままの状態で構外に退出した。

保安規定の該当条項等

第 12 章

(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定)

第 161 条

対応状況

除染が必要な車両については、「汚染検査申請書・確認書」を運転手に直接渡さず、汚染検査場の作業員から除染場の作業員に手渡しすることとし、車両除染が完

了するまで「汚染検査申請書・確認書」を運転手に返却しない運用へ変更する。

汚染検査確認所（正門）の作業員に対し、「汚染検査申請書・確認書」の所持確認および書類の記載不備確認など、退構不許可となる車両の確認方法に関して教育を再実施する。また、汚染検査確認所（正門）に、退構不許可となる車両の確認方法を掲示する。

現場で発生したトラブル事象に対して、「連絡対象事象」および「連絡先」を明確に定め、トラブル発生後速やかに現場責任者から発電所本部に連絡するよう、関係者に徹底する。

以 上